

サウジアラビア向け日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、サウジアラビア向けに輸出される全ての日本産食品・飼料については、放射性物質検査証明書又は放射性物質検査結果報告書の提出を求められていましたが、サウジアラビア政府から当該規制を撤廃した旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

○ サウジアラビアによる日本産食品・飼料の輸入規制の撤廃
撤廃前

区分	地域	品 目	規 制 内 容
1	12 都県（宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨及び長野）	平成 23 年 3 月 11 日より前に生産・加工した全ての食品・飼料	<日付証明>
2	上記 12 都県以外	全ての食品・飼料	<放射性物質検査証明書>
3	上記 12 都県以外	全ての食品・飼料	<放射性物質検査結果報告書> （農林水産省に登録した検査機関の発行するもの）



撤廃後

地域	品 目	内 容
47 都道府県	全ての食品・飼料	上記措置の撤廃

また、上記規制の撤廃を含む諸外国の規制内容については、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しております。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_171121.pdf

「諸外国・地域の規制措置（平成 29 年 11 月 21 日現在）」

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：白勢、松浦
代表：03-3502-8111（内線 4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475